

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2016年11月1日号

長野事務所 西澤 範子(税理士)

欠損金の繰越控除制度の見直しについて～平成28年度税制改正～

1 はじめに

平成28年度税制改正において、欠損金の繰越控除制度について見直しが行われた。

- 平成27年度税制改正の欠損金の繰越控除制度の見直しのさらなる見直し
- 欠損金の控除限度額の段階的な引下げ幅や引下げ時期の見直し
- 欠損金の繰越期間を延長する措置について施行日の1年延長(平成30年4月1日以後開始事業年度で生ずる欠損金から適用)

本ニュースレターでは、欠損金の繰越控除制度の見直しについて説明する。

2 欠損金の繰越控除限度額のさらなる見直し(平成27年新附則¹27、30)

平成27年度税制改正において、課税ベース拡大を目的として、欠損金の繰越控除制度の見直しが行われた。中小法人等²以外の法人については、平成23年度税制改正により従来から繰越控除限度額は所得の80%相当額であったが、さらに段階的に繰越控除限度額が引き下げられることになった。

平成28年度税制改正においては、税制改正における企業経営への影響を平準化することおよび法人実効税率20%台への引下げを実現するための財源確保の観点から、平成27年度税制改正の内容のさらなる見直しが行われた。

青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度および中小法人等以外の普通法人が連結親法人である連結納税グループの連結欠損金の段階的な引下げについても同様の見直しが行われた。

なお、中小法人等の特例は存置されており(法法57①一)、平成27年度税制改正において新たに導入された再建中の法人³および新設法人⁴について7年間・所得の全額まで控除する仕組みに改正は行われておらず、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用されている(法法57①二三)。

1 平成28年度税制改正により一部改正された「所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)」の改正附則

2 中小法人等とは、普通法人のうち、各事業年度終了の時に、資本金の額もしくは出資金の額(以下、「資本金の額等」)が1億円以下であるもの(資本金の額等が5億円以上の法人等(以下、「大法人」)の100%子法人および100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を直接または間接に保有されている法人を除く)、または資本もしくは出資を有しないもの(相互会社を除く)、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等をいう。

3 再建中の法人とは、更正手続開始の決定があったこと、再生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた法人をいう。

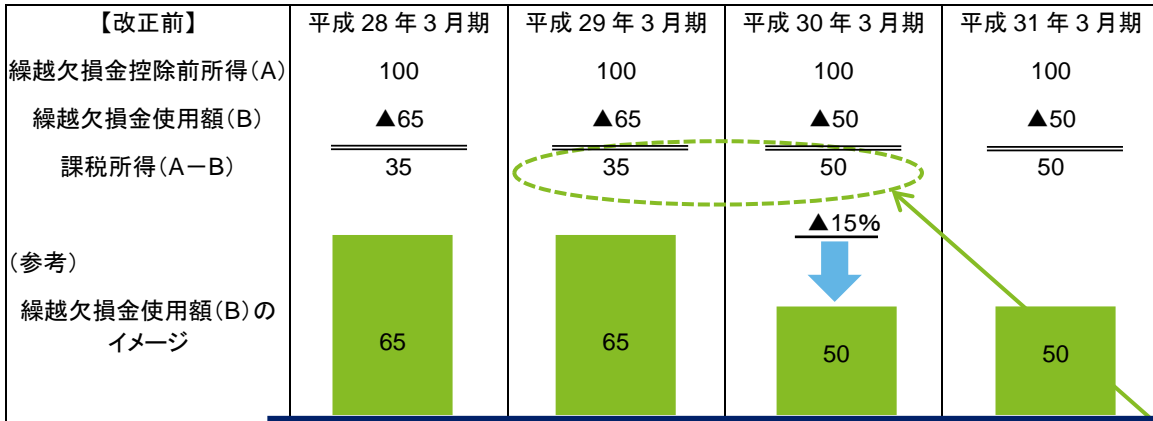
4 新設法人からは、大法人の100%子法人および100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を直接または間接に保有されている法人および株式移転親法人を除く。

欠損金の繰越控除に係る改正の概要は次の表のとおりである。

区分	事業年度	控除限度額	
		平成 27 年度 税制改正	平成 28 年度 税制改正
大法人	平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日開始事業年度	所得の 65%	所得の 65%
	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日開始事業年度		所得の 60%
	平成 29 年 4 月 1 日 ～平成 30 年 3 月 31 日開始事業年度	所得の 50%	所得の 55%
	平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度		所得の 50%
再建中の法人	再生計画認可の決定等から 7 年後まで	所得の全額	所得の全額
新設法人	設立後から 7 年後まで	所得の全額	所得の全額
中小法人等		所得の全額	所得の全額

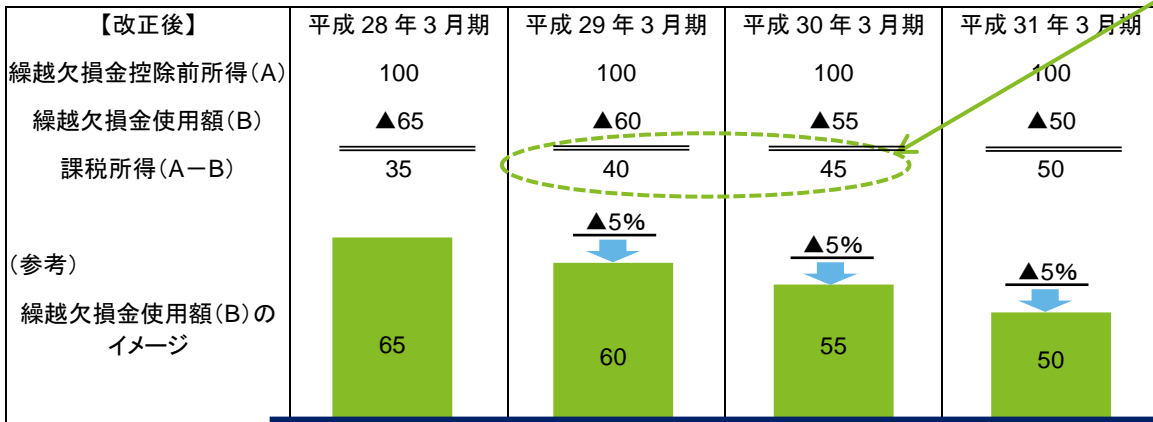
段階的に
引下げ

改正のイメージは次のとおりである。下記の例では、改正により平成 29 年 3 月期と平成 30 年 3 月期の課税所得が平準化されており、2 期の合計課税所得は改正前と改正後で変更はない。



繰越欠損金使用額 (B) が 15 減少することから、課税所得が一気に 15 増加する
2 期の合計課税所得は 85 である

繰越欠損金使用額 (B) が 5 ずつ段階的に減少することで激変緩和に対応
2 期の合計課税所得は 85 である

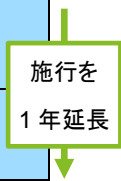


3 欠損金の繰越期間の延長(平成 27 年新附則 27、30)

繰越控除限度額の段階的な引下げに合わせて、平成 27 年度税制改正で講じられた欠損金の繰越期間を 10 年に延長する措置について、その施行日を 1 年延長し、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額から適用することとされた。

中小法人等、再建中の法人および新設法人についても、繰越期間の 1 年延長は平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用される。

欠損金額が生じた事業年度	繰越期間		
	従前	平成 27 年度 税制改正	平成 28 年度 税制改正
平成 20 年 4 月 1 日以後終了事業年度 ～平成 29 年 4 月 1 日前開始事業年度	9 年	9 年	9 年
平成 29 年 4 月 1 日以後終了事業年度 ～平成 30 年 4 月 1 日全開始事業年度		10 年	9 年
平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度			10 年



繰越期間の延長に伴い、平成 27 年度税制改正で講じられた欠損金の繰越控除制度に係る帳簿書類の保存要件における保存期間を 10 年に延長する措置および法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を 10 年に延長する措置についても同様に施行が 1 年延長された。

4 おわりに

中小法人等、再建中の法人および新設法人以外の法人においては、段階的に繰越欠損金控除限度額が引き下げられ、平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度では所得の 50% までしか繰越欠損金が利用できなくなる。期限切れ欠損金を生じさせないためにも、早期黒字化が重要になる。

また、繰越欠損金がある法人や赤字法人が存在するグループ法人においては、連結納税の方が欠損金を有効的に利用できる可能性がある。平成 26 年 10 月 1 日以後開始する事業年度から地方法人税が導入されており、課税標準の算定の基礎となる法人税の課税所得を圧縮することは、税負担の軽減にもつながる。

なお、連結納税と欠損金の繰越控除の具体的な制度の内容については、Japan Tax Newsletter「[欠損金の繰越控除に関する改正と連結納税に与える影響](#)」(2015 年 3 月 1 日号)等を参照されたい。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 長野事務所

所在地 〒380-0824 長野県長野市南石堂町 1277-2
長栄第2ビル

Tel 026-227-9822

email tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.